

那覇市告示第 424 号

平成 29 年 3 月 15 日

振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づく規制地域及び同法第4条第1項の規定に基づく規制基準、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下「府令」という。)別表第1の付表の規定に基づく指定区域並びに府令別表第2の規定に基づく区域及び時間を次のとおり定め、平成29年4月1日から施行する。

なお、平成24年那覇市告示第163号(振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示)は、平成29年3月31日限り廃止する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 特定工場等において発生する振動について規制する地域は、第1表に掲げる区域とする。
- 2 特定工場等において発生する振動の規制基準は、第2表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 府令別表第1の付表の1の規定により市長が指定する区域は、平成29年那覇市告示第423号(騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示)の第1表に定める区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
- 4 府令別表第2の備考の1の規定により市長が定める区域は、第1表に掲げる区域とし、同備考の2の規定により市長が定める時間は、第2表の右欄に掲げる昼間及び夜間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる時間とする。

第 1 表

第 1 種区域	第 2 種区域
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考

- この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。
- 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により分区に指定された区域は除く。
- 規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第 2 表

左欄	右欄	
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 左欄の第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ第 1 表に掲げる区域をいう。
- 第 1 種区域及び第 2 種区域の区域内に所在する第 3 項第 2 号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。